

各 私 立 学 校 長 殿

奈良県文化・教育・くらし創造部
教 育 振 興 課 長
(公 印 省 略)

令和 5 年度奈良県私立高校生等奨学給付金
令和 5 年度新入生向け前倒し支給の募集について

平素は、本県教育行政に格別のご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
標記の件について、今年度「通常分」「家計急変分」「新入生向け前倒し支給分」の三種類の支給を行うこととしています。

このうち「新入生向け前倒し支給分」につきまして、下記のとおり募集を行いますので、保護者等が奈良県内に住所を有する生徒がおられましたら、制度・申請時期等をご周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 募集概要

希望する新入生の保護者等については支給額（年額）の一部（3か月分）を前倒しで受給できることとしますので、前倒しでの支給を希望する場合のみ、申請してください。詳細は別添「奈良県高校生等奨学給付金の前倒し支給について」を参照ください。

<主な支給要件>

令和 5 年度新入生の保護者等のうち、
生活保護（生業扶助）受給世帯 及び
保護者等全員の住民税所得割額が非課税の世帯

※保護者等（親権者、主たる生計維持者等）が奈良県内に住所を有していることが必要です。

※通常分と異なり、令和 5 年 4 月 1 日時点の状況及び令和 4 年度（令和 3 年分）の住民税所得割額で判定します。

（前倒し支給額を除く残額の支給や、通常分の支給については令和 5 年 7 月 1 日時点の状況及び令和 5 年度（令和 4 年分）の住民税所得割額で判定します。）

※ 今回の募集は令和 5 年度新入生のうち、前倒しでの支給を希望する方のみを対象としています。このため、「新入生以外の方」や、「新入生のうち前倒し支給を希望しない方」は通常分（7月頃募集予定）に申請するようにしてください。

※ 今回の申請で受給できる金額は年額の 4 分の 1（3か月分）のみです。審査の時点や必要な書類が異なるため、今回申請した場合でも、残額（年額の 4 分の 3。9か月分）については別途申請する必要があります。一度の申請で年額（12か月分）を受給されたい場合は、通常分（7月頃募集予定）に申請するようにしてください。

なお、残額の申請（7月頃募集予定）については別途ご連絡させていただきます。

2. 提出期限

令和5年5月10日（水） 必着

※ 申請者から県への提出期限です。

※ 各学校において、在籍証明をしていただく必要がありますので、提出期限を考慮し、速やかなご対応をよろしくお願いいたします。

※ 提出期限に間に合わない場合でも、通常分に申請することは可能です。

3. 提出書類

- ・ 申請書及び添付書類（申請者作成）

4. その他

- ・ 申請書様式等については、下記ホームページからダウンロードできます。

奈良県ホームページ <http://www.pref.nara.jp/40219.htm>

- ・ ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

<p>【担 当】 奈良県文化・教育・暮らし創造部 教育振興課 私学係 河西 TEL：0742-27-8347 FAX：0742-22-7215 E-mail：kyoikus@office.pref.nara.lg.jp</p>
